

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行		改正		改正理由
別表第2(第6条第2項第2号関係)		別表第2(第6条第2項第2号関係)		
略称	部局等	略称	部局等	
農	農学研究院、農学府及び農学部	農	農学研究院、農学府及び農学部	
工	工学研究院、工学府及び工学部	工	工学研究院、工学府及び工学部	
グ	グローバルイノベーション研究院	グ	グローバルイノベーション研究院	
生	生物システム応用科学府	生	生物システム応用科学府	
連	連合農学研究科	連	連合農学研究科	
グ教	グローバル教育院	グ教	グローバル教育院	
図	図書館	図	図書館	
産	先端産学連携研究推進センター	産	先端産学連携研究推進センター	
保	保健管理センター	保	保健管理センター	
情	総合情報メディアセンター	情	総合情報メディアセンター	
術	学術研究支援総合センター	術	学術研究支援総合センター	
博	科学博物館	博	科学博物館	
環	環境安全管理センター	環	環境安全管理センター	
放	放射線研究室	卓	卓越リーダー養成機構	
		放	放射線研究室	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。